

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	1
〈12・25掲示〉	
○〃 (〃)	1
〈12・27掲示〉	
○換地処分の届出 (馬路土地改良共同施行) (農業基盤課)	2
○林業種苗法による生産事業者の登録 (林業改革課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
高知県教育委員会告示	
○技能教育のための施設の指定の解除及び告示の廃止	2
高知県内水面漁場管理委員会公告	
○平成20年における増殖目標量、期間等	3
高知県収用委員会公告	
○公示による送達 (2件)	4

## 告示

## 高知県告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、馬路村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成20年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

## 字の区域及び名称の変更

変更前			変更後	
大字	字	地番区域	大字	字
馬路	藤小谷	4038の9、4038の10、	馬路	中丸山

	4038の11、4043、4044、 4045の一部		
己屋谷	4095、4096		

- 備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である村有地の全部を含むものとする。  
2 上記地番は、平成19年12月17日現在の登記簿による。

## 高知県告示第5号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

## 宿毛市内外の浦(追加)

## (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
5	宿毛市小筑紫町内外ノ浦字井ノ脇	75
6	〃 〃 〃 〃	356-1
7	〃 〃 〃 〃	53
8	〃 〃 〃 〃	355-イ

## (2) 区域

標柱5から8までを順次に直線で結んだ線、標柱8と平成2年6月高知県告示第300号で指定した宿毛市内外の浦急傾斜地崩壊危険区域内(以下「300号区域」という。)に存する標柱2を直線で結んだ線、300号区域に存する標柱2と300号区域に存する標柱1を直線で結んだ線及び300号区域に存する標柱1と標柱5を市道内外ノ浦線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

## 高知県告示第6号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成20年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
高岡郡佐川町中組字フケ	940番4	6.01	53.26	

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年12月25日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年12月25日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成19年12月25日	特定非営利活動法人 梼原竹ぼうきの会	長山 久美子	高岡郡 檮原町 川西路 2346番地	この法人は、障害のある人が地域で安心して暮らせるように、日中活動の場及び働く場としての事業を行うとともに、障害のある人もない人も、共にその存在を認め合い、地域の中で助け合いながら、誰もが安心して暮らしていくための地域づくりと地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったの

で、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年12月27日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年12月27日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あつた 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成19 年12月 27日	特定非 営利活 動法人 まちの 情報館 プロジ ェクト	山中 誌 朗	高知市 帯屋町 二丁目 3番1 号 ひ ろめ市 場まち の情報 館	この法人は、地域社会 における情報の双方向 交換および情報活用の 仕組みと場所の提供に 関する事業等を行い、 もって公益の増進に寄 与することを目的とす る。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する  
同法第54条第3項の規定により、馬路村馬路土地改良共同施行  
から馬路村馬路地区(馬路換地区)の換地処分を平成19年12月14日  
に行った旨の届出があった。

平成20年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の生産事業者の登録を平成19年12月17日に次のとおり行った。

平成20年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

登録 番号	生産事業者 の氏名又は 名称	生産事業者 の住所	生産事業の内 容	事業所の名 称及び所在 地
1553	小松 正成	安芸市柄ノ木1372番地	幼苗の育成及 び幼苗以外の 苗木の育成	小松 正成 安芸市柄ノ木1372番地

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成19年10月26日 19高都計第368号	香美市土佐山田町字 宗目殿丸428番5	香美市土佐山田町 593番地 川添 一夫

#### 教育委員会告示

##### 高知県教育委員会告示第1号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第36条第1項の規定に基づき、次のとおり技能教育のための施設の指定の解除をし、平成12年2月高知県教育委員会告示第1号(技能教育のための施設の指定)は、廃止する。

平成20年1月11日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

- 1 指定の解除をした技能教育のための施設の名称及び所在地  
学校法人土佐総合学院専門学校  
香南市野市町西野613番地
- 2 指定の解除年月日  
平成19年3月2日

**内水面漁場管理  
委員会公告**

高知県内水面の第五種共同漁業に対する平成20年における増殖目標量、期間等について、平成19年12月6日に次のとおり決定したので公告する。

平成20年1月11日

高知県内水面漁場管理委員会会長 樋口 清允

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量				
		あゆ (kg)	うなぎ (kg)	こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾数)
内共第501号	野根川水系	125	12.5	250	—	15 1,000
内共第502号	西の川水系	30	12.5	250	—	15 1,000
内共第503号	羽根川水系	30	12.5	250	—	—
内共第504号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流	200	42.5	850	—	25 3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流	30	12.5	250	—	25 —
内共第506号	安田川水系	200	42.5	850	—	15 3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安芸川水系	300	42.5	850	—	15 3,000
内共第508号	赤野川水系	30	12.5	250	—	15 1,000
内共第509号	物部川水系	300	145	2,900	—	50 5,000
内共第510号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から下流	300	90	1,800	—	25 3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から上流	30	—	—	—	125 —

内共第512号	鏡川水系	300	12.5	250	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	145	2,900	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	12.5	250	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電用家地川えん堤から上流	300	42.5	850	—	15	3,000
内共第516号	四万十川水系中発電用家地川えん堤から下流	500	145	2,900	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	125	12.5	250	—	15	3,000
計	17件	3,425	795	15,900	—	470	40,000

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。

産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）

そ土・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流等）

増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）

資源動態の把握（そ土・産卵・流下稚仔量調査等）

漁場環境保全活動の推進（山林、水質、水産用維持流量の確保等）

3 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止など、魚類防疫対策に留意すること。

コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。

4 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。

5 増殖を行うべき期間は、平成20年1月1日から同年12月31日までとする。

6 漁業権者は、増殖終了後1月以内に実績報告書を提出しなければならない。

**収用委員会公告**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成20年1月16日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成20年1月11日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

**1 書類の種類**

平成19年12月19日付け権利取得及び明渡しの裁決書

**2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名**

高知市五台山字葛目山4699番の土地の所有者兼関係人（物件所有者）

登記名義人 亡長崎竹相続人不明。ただし、

長崎 丑が生存している場合

住所不明

長崎 丑

長崎 丑が死亡している場合

住所及び氏名不明

亡長崎竹の相続人

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成20年1月16日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成20年1月11日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

**1 書類の種類**

平成19年12月19日付け権利取得及び明渡しの裁決書

**2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名**

四万十市坂本字平見山987番1の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者

住所不明

田村 榮

住所不明

田村 嘉子